

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
(一般 NISA、つみたて NISA)
新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、丸三証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (省 略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」</u>、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書</u>」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。),「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、丸三証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、<u>第4号及び第6号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (現行どおり) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」</u>(既に<u>当社以外</u>の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、<u>新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」</u>もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3<u>第24項</u>において準用する租税特別措置法<u>施行規則</u>第18条の12第3項に基づ

変更前	変更後
の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (途中、省略) なお、当社では別途税務署より交付を受けた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社にて保管いたします。	き同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (途中、現行通り) (削 除)
2 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。	2 <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u>
3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出して下さい。	3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出して下さい。
4 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。	4 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。
① (省 略) ② (省 略)	① (現行どおり) ② (現行どおり)
5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年	5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下

変更前	変更後
(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項<u>第7号</u>に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 7 2017 年 10 月1日時点で当社に開設した非課税口座に 2017 年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。 (非課税管理勘定の設定) 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。))は、	「設定年」といいます。)の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 13 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第5項<u>第9号</u>に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (第7項 削 除) (非課税管理勘定の設定) 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)

変更前	変更後
第2条第1項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載された<u>非課税管理勘定</u>の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 （累積投資勘定の設定） 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2037 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」若しくは「<u>勘定廃止通知書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載された<u>累積投資勘定</u>の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税適用確認書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）	に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 （累積投資勘定の設定） 第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <u>2042 年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「<u>勘定設定期間内の各年</u>」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「<u>非課税口座廃止</u>

変更前	変更後
において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 (省 略) ① (省 略) イ (省 略) ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。) ② (省 略) ③ (省 略) (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委</u>	通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 (現行どおり) ① (現行どおり) イ (現行どおり) ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された<u>未成年者口座</u>(租税特別措置法第 37 条の 14 の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。<u>以下同じ。</u>)に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。<u>以下同じ。</u>)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資

変更前	変更後
託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 (省 略) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に	信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 (現行どおり) 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式

変更前	変更後
に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 (省 略) ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対し第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管 ② ～ ③ (省 略) (累積投資勘定終了時の取扱い) 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。) 2 (省 略) ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8	等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (非課税管理勘定終了時の取扱い) 第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の2第3項の規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 (現行どおり) ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対し第5条<u>第1項</u>第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管 ② ～ ③ (現行どおり) (累積投資勘定終了時の取扱い) 第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の2第3項の規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。) 2 (現行どおり) ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項に</u>

変更前	変更後
項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② (省 略) (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」(「<u>非課税口座開設届出書</u>」又は「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所	<u>において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u> ② (現行どおり) (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は<u>お客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u>

変更前	変更後
② ～ ③ (省 略) 2 (省 略) (第 11 条 新 設) 第 11 条 (省 略) 第 12 条 (省 略) (契約の解除) 第 13 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項	② ～ ③ (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</u> 第 11 条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから課税口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに課税口座への移管を行うことといたします。 第 12 条 (現行どおり) 第 13 条 (現行どおり) (契約の解除) 第 14 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第

変更前	変更後
第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14 <u>第31項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略) 第14条 (省 略) 第15条 (省 略) 以上	2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (現行どおり) 第16条 (現行どおり) 第17条 (現行どおり) 以上 2021年4月1日改訂